

令和 2 年度

鳥獣被害防止施設導入事業補助金

評価表

NO.

20

所管部課名	農政課			担当者	米澤			
事務事業名	鳥獣被害対策事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、鳥獣被害防止施設導入事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	9, 965 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	9, 965 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	本市における農林産物への鳥獣による被害額			48, 184	令和 7 年度			
成果指標②								
補助対象者	1, 000㎡以上の一団の農地を管理し、農林産物被害防止を行う生産者及び生産団体							
補助対象経費	鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減する施設の設置に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減するための電気柵等の施設の設置							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に 3 分の 1 を乗じて得た額又は 5 0 万円のいずれか低い額以内。 概ね 1 ha 以上の農地については、対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額又は 5 0 万円のいずれか低い額以内。							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の過去3年間の決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	2, 505, 628	46. 3 %	4, 083, 701	40. 9 %	3, 163, 022	45. 1 %
		会費収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		事業収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		寄付金・その他助成	2, 505, 628	46. 3 %	4, 083, 701	40. 9 %	3, 163, 022	45. 1 %
		市補助金	2, 910, 000	53. 7 %	5, 899, 000	59. 1 %	3, 843, 000	54. 9 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		（前年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
	計	5, 415, 628	100. 0 %	9, 982, 701	100. 0 %	7, 006, 022	100. 0 %	
	支出	事業費	5, 415, 628	100. 0 %	9, 982, 701	100. 0 %	7, 006, 022	100. 0 %
		人件費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		その他事務費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		（翌年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		計	5, 415, 628	100. 0 %	9, 982, 701	100. 0 %	7, 006, 022	100. 0 %
		支出計/前年度支出計			184. 3 %		70. 2 %	
		自己資金/前年度自己資金			163. 0 %		77. 5 %	
	翌年度繰越金/市補助金	0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %		
	交付件数		25		37		25	
	成果指標の推移①		66, 561		84, 300		90, 896	
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 9 年度「見直しの上で継続」 ・鳥獣被害防止を目的とした施設導入への補助だけでなく、有害鳥獣駆除後の活用策を検討された。 【前回評価への回答】 回答 施設整備や人材確保を要することから活用は難しい。 【事業のPR方法】広報紙による周知 【費用対効果】農作物への被害の軽減 【その他】令和 2 年度からゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業を当該事業と統合した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	鳥獣被害を防止することで、農家所得の向上はじめ、農家の生産意欲の向上など農業振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	農林産物への鳥獣被害がおこることで、既存農家の生産意欲が低下し、耕作放棄地の増加や担い手の減少にも繋がっていくことも想定される。このような状況を回避するために、当該事業は、地域の農業振興のためには必要な事業である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	事業の実施により、農林産物への被害が減少することが期待できる。併せて、農家の生産意欲の向上と農地の保全も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業については、地域農業を振興する上からも、農業者自らが農業環境づくりに取り組む必要があり、その取組について支援すべきであると考えている。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	有害鳥獣の捕獲の推進とともに、農作物被害防止のための当該事業補助は最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費については、明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ ゴールド集落に限らず、市全体の課題として、広域的な設置や年間を通した管理を促すなど効率・効果的な支援制度となるよう検証していく必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 事業を通じて、個々による取組から集落ぐるみの防止対策を推進・指導していく必要がある。		≪まとめ≫

鳥獣被害防止施設導入事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる鳥獣被害防止施設導入事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市内の農林産物の生産者（以下「申請者」という。）で、鳥獣による被害防止を要する1,000㎡以上の一団の農地等を管理し、事業を実施することにより安定的な生産が見込まれること。
- (2) 申請者にあつては、市政全般に対し協力的であること。

(補助金の額)

第3条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内とするが、申請者が概ね10,000㎡以上の一団の農地等を管理する場合は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金は、鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減する施設の設置に係る経費について交付する。なお、人件費については、鳥獣害防護柵の設置を請負施工で行う場合のみ事業対象とする。

(交付の申請)

第5条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の整備に要する経費に係る見積書
- (2) 施設の整備に関する位置図及び平面図
- (3) 同意書（団体の場合に限る。）（様式第1号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されていない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に鳥獣被害防止施設導入事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る完成写真
- (2) 当該補助事業等に係る納品書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果を用いて測定するものとする。）は、本市における農林産物への鳥獣による被害額を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 イノシシ等被害防止電柵導入事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 鳥獣被害防止施設導入事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 26 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 27 年度において所要の措置を講ずるものとする。